

(学生・教職員の皆様へ)

新型コロナウイルス感染症への対応指針について [注意喚起：第12報]

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、令和2年3月11日に、世界保健機構(WHO)から「パンデミック」宣言が行われ、日本国内では4月16日に、政府から全都道府県を対象として緊急事態宣言が発出されました。

その後、5月6日に全都道府県に対する緊急事態宣言が5月31日まで延長されましたが、5月14日には、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県を除く39県に、5月21日には大阪府、京都府、兵庫県の3県に、5月25日には残りの5都道県にそれぞれ、緊急事態宣言の解除がなされました。

については、本学における新型コロナウイルス感染への対応について、以下に記載しますので、当該基本方針を踏まえ、感染防止に努めるようお願いいたします。

ただし、新型コロナウイルス感染防止に関する本学及び社会における対応状況は日々変化していますので、定期的な最新情報の確認をお願いします。

※1 学生に関する記載は、以下、赤字で記載しておりますので、注意して確認ください。

※2 本対応指針で記載する「所属学部・研究科等の事務」とは、学生の場合は各部局の学務担当、教職員の場合は各部局の総務担当を示します。

1. 感染症予防について

- 通常の感染症予防(流水と石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、マスク等の咳エチケット)を徹底すること
- 6月18日までは、「5月25日まで特定警戒都道府県であった地域」(北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川：以下「旧特定警戒都道府県」という。)への不要不急の移動は控えること
- 外出する場合は、可能な限り人ごみを避けること
- 特に夜間を含め、「密閉空間」、「密集した場所」、「密接した会話」の「3密」に該当する場所を避けること(事例：夜間から早朝にかけて営業しているバーやナイトクラブ、接客を伴う飲食店業への出入り、カラオケ・ライブハウス、スポーツジム等施設への出入り、多人数での会食等)
- 通学、通勤時及びキャンパス内では必ずマスクを着用すること
- 咳やくしゃみなどの症状がある時には、常時マスクを着用すること
- 建物に入る時は、手洗いや手指消毒剤による衛生管理を行ってから入室すること
- 糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされているため、特に感染症予防に留意するとともに、必要に応じて主治医と相談すること

2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について

2-1 風邪等の症状が見られる場合

- 軽い発熱や咳などの症状が見られる場合は、当該症状が完治するまで、勤務措置については、教職員は特別休暇(有給)とします。

学生の場合は、発熱や咳などの症状がみられる場合、当該症状が完治するまでは、大学構内への立ち入りを禁止します。なお、発熱等の体調不良、又は大学構内への立ち入りが禁止されたこと等により、遠隔講義の受講が困難と認められる場合は、特別な事由による欠席(公欠)扱いとなりますので、所属学部・研究科等の事務まで申し出てください。

<教職員の特別休暇について>

令和2年3月6日付け学長通知「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇(有給)の適用について」に基づき、特別休暇(有給)を適用します。

- 下記の症状のいずれかに該当する場合は、速やかに、「帰国者・接触者相談センター」(以下、相談センター)に相談してください。(香川県の場合、5月18日より「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター Tel : 0570-087-550」で一元対応する事となりましたので、そちらへご連絡ください。)
 - ☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ☆ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※重症化しやすい方とは、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方を指します。
 - ☆ 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 ※※
(※※症状が4日以上続く場合は、必ず相談センターに相談してください。症状には個人差がありますので、症状が強いと思った場合や、解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
- 相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することは控えてください。
- 相談センターから受けた指示を含め、本人等から、**電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。**また、所属学部・研究科等の事務は連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員は給与福利グループへ報告してください。
- 診断の結果、新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、登校・出勤せずに、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利グループへ報告してください。
- 新型コロナウイルスへの感染が確認された方の通学、勤務措置については、退院もしくは隔離宿泊施設からの帰宅翌日から14日間は外出を控え、登校禁止または就業禁止(有給)とします。

2-2 新型コロナウイルスの感染者に濃厚接触したと疑われる場合

- 下記の事例に該当するなど、感染者に濃厚接触して自分自身が感染した可能性が高いと判断される場合は、躊躇せず電話で所属学部・研究科等の事務へ相談して、その指示に従ってください。また、所属学部・研究科等の事務は連絡を受けた場合、保健管理センターと相談のうえ協議してください。なお、個人情報の取扱については、特段の配慮をもって対応いたします。
(例1)生活を共にしている家族、またはそれに準ずる人が感染者、若しくは検査対象者になった場合
(例2)感染が確認された施設や乗り物に同じ時間帯にいたなど、感染の可能性が高いと思われる場合
(例3)参加せざるを得なかった会議、会合等の参加者から、後日、感染者の発生が確認された場合
(例4)保健所から連絡があり、検査等を勧められた場合

※ 学生及び教職員の新型コロナウイルス感染疑いに関して、休む場合のフローチャートを併せて公開いたします。

3. 海外渡航について

- 海外への渡航については、原則禁止といたします。
解除時期については、厚生労働省・外務省等の動向を見て判断するものとします。
- 既に海外渡航済の者は、帰国後は、体調の変化に充分注意し、下記「4. 帰国後の医療相談について」に従ってください。

4. 帰国後の医療相談について

- 入国した空港等の検疫所の指示に従ってください。
- 検疫所あるいは紹介された医療機関から受けた指示について、**本人等から、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。**所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利グループへ報告してください。
- 海外から帰国後翌日から14日間は不要不急の外出を控え、毎日、体温測定等、健康状態を厳重に観察してください。入念な体調観察を行うとともに、自宅待機(自宅学習等)としてください。自宅待機期間の取扱については、教職員は就業禁止(有給)とします。
- 学生、教職員は、**本人等から所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。**所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利グループへ報告してください。
- 帰国後14日間の観察期間内に発熱等の風邪症状が出た場合は

上記、**2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について**に基づいて行動してください。

5. 県外への移動及び県外からの移動について

5-1 学生の場合

- 6月18日までは、香川県内から、旧特定警戒都道府県への移動は控えてください。
- やむを得ず、旧特定警戒都道府県へ移動を行う場合は、移動前及び移動後に所属学部・研究科等の事務へ、①移動目的及び②移動経路も含めて連絡すると共に、県内居住地到着後翌日から14日間は不要不急の外出を控え、毎日、体温測定等、健康状態を厳重に観察し、自宅待機(自宅学習等)としてください。
- 第2クォーター期間(6月18日～)に対面型で実施する科目の受講を予定している場合は、6月1日以降に香川県へ移動してください。
ただし、現在、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県へ滞在中の者は、6月9日(※)以降に、香川県へ移動してください。6月8日以前に移動した場合は、6月9日まで自宅待機してください。(※)全都道府県の緊急事態宣言が解除された翌日から14日経過した日移動にあたっては、自身の体調に留意して感染防止対策に細心の注意を払い、移動後、体調に不安がある場合は、まずは保健管理センターへ電話で連絡してください。
- 同居するご家族がやむを得ず、旧特定警戒都道府県との間を移動しなければならない場合については、特段のご注意を払っていただけるようお願いいたします。

5-2 教職員の場合

- 6月18日までは、香川県内から旧特定警戒都道府県への移動は、控えてください。
- やむを得ず、旧特定警戒都道府県へ移動を行う場合は、移動前及び移動後に所属学部・研究科等の事務へ①移動目的及び②移動経路も含めて連絡すると共に、香川県到着後翌日から14日間は不要不急の外出を控え、毎日、体温測定等、健康状態を厳重に観察し、自宅待機(就業禁止(有給))してください。
- 上記2点について、附属病院勤務医師(医学部所属を含む)はこの限りではありませんが、旧特定警戒都道府県への移動は附属病院長の判断とします。
- 同居するご家族がやむを得ず、旧特定警戒都道府県との間を移動しなければならない場合については、特段のご注意を払っていただけるようお願いいたします。
濃厚接触が疑われる場合は、**2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について**の2-2に基づいて行動してください。
- 県外に居住する非常勤講師が行う授業は、6月18日までは、遠隔配信による授業以外は中止とします。
- 帰着後、発熱等の症状があった場合は、**2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について**の2-1に基づいて行動してください。
- 解除時期については、政府及び関係省庁等の動向を見て判断するものとします。

6. 教職員の在宅勤務について

- テレワークを実施する場合、本学の情報セキュリティポリシーを遵守した上で、実施することとします。

7. 香川大学への入学等を希望されている留学生等の受入方針について

- 以下のページを確認してください。
<https://www.kagawa-u.ac.jp/kuio/24793/> (香川大学への入学等を希望される留学生等の皆様へ)

8. 学生活動について

- 第1クォーター(4月17日～6月17日)の間は、対面授業を行いませんので、この期間中は、原則としてキャンパスへの不要不急の入構は自粛してください。自宅にてパソコンやタブレット、容量制限のないインターネット接続等の情報環境が整っていない学生については、総合情報センターや図書館のPCルーム、学部・研究科が許可した講義室等の使用は可能です。また、大学生協についても営業時間中の利用は可能です。施設利用にあたり、感染症予防策を徹底してください。
- 指導教員による学生面談については、6月17日までの第1クォーター期間中に実施します。詳細については、各学部・研究科からの連絡を確認ください。
- サークル活動については、下記活動を6月17日まで全面禁止します。
 - ・学内外における全サークル活動
 - ・飲食を伴う行事
 - ・合宿、遠征
 - ・対外試合、演奏会、ライブ等
 - ・対面でのコミュニケーションが前提となる行事(ワークショップ等)
 - ・対面による新入生勧誘活動
 - ・体育館、グラウンド、テニスコート等の利用

ただし、課外活動・運動施設等を個人が利用する場合は、感染予防に十分注意しての利用は認めます。
6月18日以降については、サークル活動再開の準備期間とし、詳細は別途通知します。

9. 諸行事の開催について

- 本学が主催するイベント等の開催は、令和2年5月26日に香川県から発出された「感染予防対策期における対策について」で示された開催条件(屋内では100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外では200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること。)を満たせば、6月19日以降は可能とします。
本学以外の主催イベント等への学生及び教職員の参加については、感染予防対策が充分取られている場合、6月19日以降は可能とします。

今後、政府等の方針及び地域の状況に応じて、日々状況が大きく変化する場合もあります。最新情報に即して、新たな対応を取る場合は、香川大学 HP(<https://www.kagawa-u.ac.jp/24945/>)（特設 HP：新型コロナウイルス感染症への対応について）でお知らせいたしますので、定期的な確認をお願いします。

※ 学生に関する記載は赤字で記載しておりますので、注意して確認ください。

令和2年6月1日

危機対策本部長

笥 善 行

海外渡航者の登校制限

海外から帰国した

NO

YES

帰国の翌日から発熱・せき等の風邪症状が無く、14日を経過している。

YES

NO

所属学部の学務係に連絡し、症状無く、14日を経過するまで自宅待機してください。
(症状が有る場合は右上の「風邪症状が有る場合の登校制限」を参照)

無症状

登校可

但し、現在はキャンパスへの入構が原則自粛となっています。
(※ 生協、PCルーム及び図書館等利用は限定的に可)

風邪症状の場合の登校制限

発熱・せき等の風邪症状があるか？

NO

登校可

但し、現在はキャンパスへの入構が原則自粛となっています。
(※ 生協、PCルーム及び図書館等利用は限定的に可)

YES

所属学部の学務係に連絡、
治療するまで登校禁止とします。

治療

※解熱剤、咳止め、風邪薬等を服用していない状態で、解熱後24時間以上が経過し、咳等の呼吸器症状が完全に改善した場合、その翌日から登校可とします。

下記のいずれかの場合「帰国者・接触者相談センター」に相談し、その指示に従ってください。

- ① 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
 - ② 糖尿病、心不全、呼吸器疾患等がある人、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。
 - ③ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合
- ※香川県の場合、「新型コロナウイルス健康相談コールセンター：0570-087-550」に相談してください。

新型コロナウイルス感染症に関する事務連絡チャート【教職員対応】

風邪症状の場合の
出勤制限

※海外から帰国の際は、「海外
から帰国後の対応について」の
流れに沿って対応すること

発熱・咳等の
症状がある。

YES

☆息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある
☆重症化しやすい方(※注意喚起本文参照)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
☆上記以外で、発熱や咳などの比較的軽い症状が続く

YES

「帰国者・接触者相談センター」に相談し、その指示に従う。

◆所属部局の総務担当に連絡◆

NO

出勤可

NO

出勤不可
治癒するまでは
特別休暇

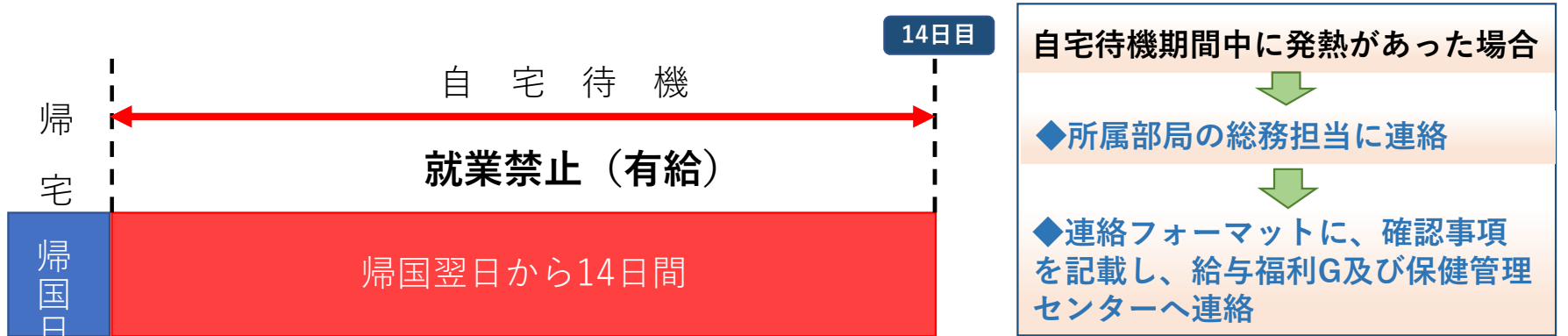
◆所属部局の総務担当に連絡◆

※解熱剤、咳止め、風邪薬等を服用していない状態で、解熱後24時間以上が経過し、咳等の呼吸器症状が完全に改善した場合、その翌日から出勤可とします。

◆連絡を受けた所属部局の総務担当は、事務連絡フォーマットに、確認事項を記載し、給与福利グループへ連絡すること。

海外から帰国後の対応について【教職員対応】

【令和2年6月1日現在】



①自宅待機期間中に
軽い発熱があった場合



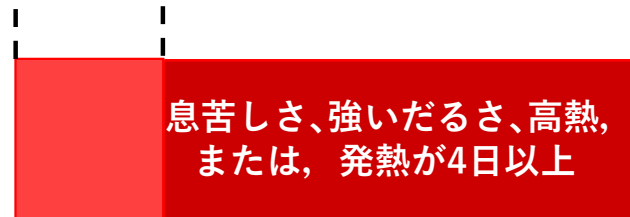
①の対応：
解熱剤、咳止め、風邪薬等を服用していない状態で、解熱後24時間以上経過し、待機期間終了時に風邪症状がない場合、出勤可とする。

②自宅待機期間中に軽い
発熱があり、自宅待機
期間を超えて続く場合



②の対応：
症状が治まるまで、特別休暇（有給）で対応。
解熱剤、咳止め、風邪薬等を服用していない状態で、解熱後24時間以上経過した場合、その翌日から出勤可とする

③自宅待機期間内外を問わず
息苦しさ、強いだるさ、高
熱等の強い症状、または、
発熱が4日以上続くのいずれ
かが ある場合



③の対応：
「帰国者・接触者相談センター※」
に相談し、その指示に従う。

※ 香川県の場合
「新型コロナウイルス健康相談コールセ
ンター：0570-087-550」に相談し、そ
の指示に従ってください。